証券コード　3627
平成30年５月８日

株　主　各　位

東京都千代田区神田須田町一丁目23番地１
ネ　オ　ス　株　式　会　社
代表取締役社長　池　田　昌　史

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記日程にて開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年５月23日（水曜日）午後５時00分までに到着するよう返送のご手配をお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年５月24日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区神田淡路町二丁目９番地
損保会館　大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第14期（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　資本準備金の額の減少の件
第５号議案　当社の従業員並びに当社子会社の取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

以　上

　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.neoscorp.jp/)に掲載しておりますので、法令及び当社定款第12条の定めに基づき、報告事項に関する提供書面には掲載しておりません。
　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.neoscorp.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（自平成29年3月1日 至平成30年2月28日）における日本経済は、10～12月期のGDPが前期比0.4％増（年率換算1.6％増）と8四半期連続でプラス成長となり、緩やかながら堅調に推移しております。

一方、AI（人工知能）やIoT（Internet of Things）に代表される技術革新が急速に進行しており、ICT（Information and Communication Technology）の利活用はますます拡大していくものとみられます。

そういった状況のなかで、インターネット、モバイル業界においても、市場はさまざまな領域で伸張しているものの、グローバル企業の勢力拡大による業界構造の変化や世界規模でのベンチャー企業の増加などにより競争環境は激化しております。

このような流れのなかで、当社グループではスマートデバイス時代に合わせて事業の構造改革に着手し、ソリューション事業においては、通信キャリアのビジネスモデルの転換に対応して、ICT活用が急速に活発化している一般法人やサービス事業者などの領域での事業拡大を実現してきました。

一方、独自性の高いビジネスモデルの確立に向けて、自社のプロダクトやサービスの立ち上げをさまざまな角度から試行してきました。そのなかで、スマートアドレス帳やキッズコンテンツなど、新たな柱となるものも立ち上がりつつありますが、自社サービス事業トータルとしては期首の計画とは大きく乖離した状況となりました。特に法人向けICTサービスのジャンルはグローバルレベルで競争が激化している分野であり、ビジネスチャットや協業パートナーと取り組んでいる各種ソリューションサービス等、計画に未達の各種サービスの販売計画を、直近の市場動向から保守的に評価し直し、それにあわせてソフトウェアの除却を行いました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は4,946,527千円（前期比6.5%減）、営業損失は323,367千円（前期は営業損失271,973千円）となりました。また、2018年３月末に連結子会社化した持

分法適用関連会社の株式会社ジェネシスホールディングスの債務超過相当額の2018年2月末時点での株式持分36%を、保守的に、持分法投資損失として営業外費用に計上したこと等から、経常損失は431,066千円（前期は経常損失286,513千円）となりました。純利益については、既述した各種サービスの販売計画見直しの結果、提供を中止したサービスに関するソフトウェアの除却損や保有する未公開協業パートナーの株式評価損、経営効率化に伴うフロアの縮小コストなどを計上し、純損失646,496千円（前期は純損失358,078千円）となりました。

事業別の詳細については以下の通りです。

＜エンタープライズソリューション事業＞

当連結会計年度におけるエンタープライズソリューション事業の売上高は、2,901,641千円となりました。

スマートデバイスの普及が加速するなかで、音楽・映像等のメディアサービスや製薬会社、クリニック、保険、銀行、航空、不動産等の一般企業などにおいても、スマートデバイス向けに独自のサービスを展開したいというニーズが拡大しております。これらの需要に対し、当社グループではこれまで自社サービスあるいは通信キャリア、端末メーカー等のサービスニーズに対応するなかで培ってきたサービスデザイン力と開発から運用、マーケティングまでをワンストップで対応する総合力で事業を推進しています。今期においても、以前から展開しているメディアサービスやメディカル領域に加え、金融／保険等の新たな領域における顧客、案件拡大を進めてきました。具体的には、太陽生命保険株式会社が提供するスマートフォン向けアプリ【認知症予防アプリ】のリニューアル開発や日本経済新聞社が運営するビジネスパーソンの”課題解決の扉”を開くWEB メディア【日経BizGate】のリニューアル開発を全面的に支援しました。

なお、2017年3月には、開発リソースの拡充、コスト低減の強化を目的に、NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTDを設立し、オフショア開発を本格的に開始しております。

＜テクノロジープラットフォーム事業＞

当連結会計年度におけるテクノロジープラットフォーム事業の売上高は、890,261千円となりました。

テクノロジープラットフォーム事業においては、企業でのICT利活用の進展を追い風に、ビジネスコミュニケーション領域で法人向けクラウドサービス【SMARTアドレス帳】が着実にユーザーを拡大しています。一方、【SMARTアドレス帳】に続き投入したビジネスチャット【SMART Message】については、類似サービスの乱立で競争が激化しており、これを受けて販売計画を見直すとともに、独自開発したAIボット技術と組み合わせることにより、チャットボットソリューションの事業化に着手しました。チャット、ボットともに自社開発のプロダクトであるため、企業ニーズに合わせて柔軟にカスタマイズできる強みを有しており、これを活かし、ビジネスシーンからコンシューマ利用まで、さまざまな顧客の利用ニーズの開拓と実現に取り組んでいます。

また、チャットボットソリューション事業の販売強化の一環として、「ボット」の全てが分かるWebメディア【BOT LABO】を2018年3月にオープンし、顧客ニーズの取り込みを図っております。

＜コンテンツサービス事業＞

当連結会計年度におけるコンテンツサービス事業の売上高は、1,154,624千円となりました。

コンテンツサービス事業においては、教育／キッズ分野に注力しており、今期においては、【きかんしゃトーマスチャンネル】のコンテンツ強化や、サンリオキャラクターが3D で動き出す3D ぬり絵アプリ【とびだす★おえかき for d キッズ】などをリリースしました。さらに、【クレヨンしんちゃん お手伝い大作戦】を開発し、以前から展開しているNTTドコモの「dキッズ」とともに、「Google Play」や「App Store」など、複数のマーケットでも展開を開始しました。この結果、「dキッズ」「Google Play」の“親子向け”および“教育”カテゴリで人気ランキング１位を獲得、さらに「App Store」の“子ども向け”カテゴリにおいても、iPadアプリで１位、iPhoneアプリで３位を獲得しました。また、これまでに蓄積してきたキッズ関連ノウハウを活用し、スマートキッズカートの事業化にも取り組みを始めております。

また、これまでコンシューマ向けに展開してきた歩数計アプリ「RenoBody」においては、企業や健康保険組合、自治体などを対象とした法人向け健康増進ソリューションとして新たな展開を推進しております。

② 資金調達の状況

当連結会計年度中に、長期運転資金及び新規事業投資資金として、金融機関より長期借入金500,000千円を調達いたしました。また平成29年８月14日に第三者割当（割当先：大和証券株式会社）による行使価額修正条項付第20回新株予約権9,000個の発行を行い、平成30年１月23日までに全ての権利行使がされたことで総額391,650千円を調達いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は151,595千円であり、事業用ソフトウェアをはじめとする無形固定資産への投資129,528千円、各種サービス開発・運用のためのサーバー、業務拡大に伴い取得した有形固定資産への投資22,067千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成29年３月25日付で、ベトナム社会主義共和国においてNEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTDを設立し、同社の発行済株式100％を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の営業成績及び財産の状況

区　　分	第11期 平成27年２月期	第12期 平成28年２月期	第13期 平成29年２月期	第14期 (当連結会計年度) 平成30年２月期
売上高 (千円)	5,333,583	5,563,997	5,287,706	4,946,527
経常利益又は経常損失（△） (千円)	△376,740	82,153	△286,513	△431,066
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△） (千円)	△982,144	28,916	△358,078	△646,496
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△） (円)	△116.12	3.38	△41.87	△72.39
総資産 (千円)	4,102,784	4,385,523	4,184,274	3,866,392
純資産 (千円)	2,683,952	2,720,607	2,501,124	2,085,814

（注）１．１株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数により算定しております。

２．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により、前連結会計年度より「当期純利益又は当期純損失」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失」に変更しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況

区　　分	第11期 平成27年２月期	第12期 平成28年２月期	第13期 平成29年２月期	第14期 (当事業年度) 平成30年２月期
売上高 (千円)	5,306,796	5,534,968	5,262,616	4,936,502
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△373,121	60,075	△271,336	△319,654
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△972,921	12,557	△339,089	△629,864
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△115.03	1.47	△39.65	△70.53
総資産 (千円)	4,089,890	4,356,240	4,173,373	3,883,537
純資産 (千円)	2,672,507	2,694,294	2,494,090	2,097,621

(注) １株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数により算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
スタジオプラスコ株式会社	10,000千円	100.0%	デジタルコンテンツの制作・企画
NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC.	300千米ドル	100.0%	新技術・新サービスの調査研究等
NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD	4,862,500千VND	100.0%	ソフトウェア及びシステムの開発・運用等、ITサービス全般

(4) 対処すべき課題

① スマートデバイス時代における新規事業の創出

スマートフォンの世界的な普及やAI（人工知能）、IoT（Internet of Things）に代表されるICT技術の進化に伴い、情報通信市場はこれからも劇的に変化をしていくことが予想されます。当社は創立以来、この変化をリードしていく通信キャリアや、変化に対応していく企業に対して、これを支援していくソリューション事業を展開するとともに、コンシューマや企業を対象とした自社のプロダクトやサービスを新規に事業化し積極的に展開してまいりました。ICT企業が生き続けるためには、変わり続ける市場に対して、常にこれをウォッチし、対応し、新たな事業にチャレンジしていくことが求められます。２０１８年３月末に当社はデバイス事業を営む株式会社ジェネシスホールディングスを連結子会社化し、今後進展が予想されるIoT市場への取り組み強化を図っていくこととしましたが、今後も当社においては、これまで同様、スマートデバイス時代にふさわしい新たな事業創出に、引き続き積極的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

② グローバル化の推進

端末やOS、プラットフォームの世界共通化により、ICT業界における競争構造も世界共通の土俵になりつつあり、常に世界に目を向け、グローバルな視点にたった事業運営が必須となります。グローバルな技術動向を視野に入れた技術開発や技術習得、グローバルサービスプロバイダーの動向を踏まえたサービス企画、マーケティング展開等、グローバルな情報習得や発想の向上が必要と考えております。開発、製造面においてもエンジニアリングリソースの確保、コスト低減の面からオフショア展開を推進していくことが重要と捉えており、ソフト開発においては、2017年３月にNEOS VIETNAM

INTERNATIONAL CO., LTDを設立、デバイス製造においては、2018年３月に中国・深センに工場を持つ株式会社ジェネシスホールディングスを連結子会社化しました。今後も引き続き開発、製造、技術、コンテンツ、市場展開各面からグローバル化の視点を持って経営に取り組んでまいります。

③　プロジェクトマネジメントの強化

当社グループの成長に伴い、長期にわたるプロジェクトや大量の工数を要する大型プロジェクトの受注が増える傾向にあります。これらの大型プロジェクトについては、より高度なプロジェクト管理が要求されるため、マネジメント力をさらに強化していくことが必須と捉えております。具体的には、(1)受注時における見積り精度の向上、(2)きめ細かな開発要員計画の立案、(3)より踏み込んだ外注管理の強化、(4)品質管理体制の拡充、(5)仕様決定プロセスにおける顧客確認の徹底、(6)顧客との緊密なコミュニケーションなどが重要と考えております。

④　有能な人材の確保及び育成

当社グループが経営目標として掲げる「情報通信技術とコンテンツの融合による新しい価値の創出」を実現するためには、技術に関する知見やサービス企画スキルなどの高度な専門スキルを持ちつつ、幅広い視野に基づいてプロジェクトをマネジメント・プロデュースできる有能な人材の確保と育成が課題と捉えています。引き続き潜在能力の高い人材の獲得に向けて各種採用活動を進めるとともに、今後はより一層社内の育成環境の強化に取り組むことが重要と考えております。

⑤　コーポレートガバナンスの強化と内部管理体制の強化

当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレートガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が重要な課題と認識しております。業容の拡大に合わせ、常に見直しながら、さらなるコーポレートガバナンス、内部統制の強化が必須と捉えております。

(5) 主要な事業内容（平成30年２月28日現在）

部門区分	主要製品
エンタープライズソリューション事業	サービス企画からデザイン、開発、インフラ、運営、プロモーションまでワンストップで提供する法人向け事業
テクノロジープラットフォーム事業	AI、ビジネスコミュニケーション等のネオス独自の技術をベースとした技術ソリューション事業
コンテンツサービス事業	キャラクター/キッズ/教育/電子出版などの分野における知見、クリエイティブを強みとしたサービス事業

(6) 主要な事業所（平成30年２月28日現在）

①　当社

本　　社	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地１

②　子会社

スタジオプラスコ株式会社	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地１
NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC.	アメリカ合衆国カリフォルニア州
NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD	ベトナム社会主義共和国ハノイ市

(7) 従業員の状況（平成30年２月28日現在）

①　企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
248(6)人	-2(0)人

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
225(6)人	-10(0)人	39.5歳	5.9年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年２月28日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	468,750千円
株式会社みずほ銀行	187,500千円
株式会社りそな銀行	187,500千円
株式会社三井住友銀行	75,000千円
日本生命保険相互会社	62,500千円

（注）平成30年4月１日付で株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 取得による企業結合

当社は、平成30年３月29日開催の取締役会において、株式会社ジェネシスホールディングスの株式を追加取得して連結子会社化することを決議しました。また、平成30年３月31日付で株式を追加取得したことにより連結子会社化しました。

② 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度におきまして、営業損失271百万円、経常損失286百万円、親会社株主に帰属する当期純損失358百万円となり、当連結会計年度においては、営業損失323百万円、経常損失431百万円、親会社株主に帰属する当期純損失646百万円となりました。

このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、当連結会計期間末における現金及び現金同等物の期末残高は1,878百万円であり、当面の十分な手元資金を確保しております。

また、当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を早期に解消又は改善するため、以下の対応策を実施することにより、収益性の向上に取り組むことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、連結計算書類への注記は記載しておりません。

(ⅰ)自社プロダクト、サービスの採算性改善

不採算事業を縮小、廃止し、新たな事業の柱の確立に向け成長しつつあるプロジェクトへ経営リソースを重点的に配分することで、売上の拡大による早期採算性改善を目指します。

(ⅱ)ソリューション事業の安定収益確保

プロジェクト管理を強化することで不採算プロジェクトの防止に努めると共に、オフショア活用等のコストダウン施策を図りつつ、安定的な収益性の獲得を徹底してまいります。

(ⅲ)コスト削減

オフィススペースの縮小、業務の効率化による人員削減によって固定費の圧縮を図るとともに、費用対効果が低い販売費用等についても削減を図り、経営のスリム化を推進してまいります。

２．会社の状況

(1) 株式の状況（平成30年２月28日現在）

①発行可能株式総数　24,000,000株

②発行済株式の総数　9,468,100株

③単元株式数　100株

④株主数　5,392名

⑤大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
池田昌史	1,877,800	19.83
株式会社ＮＴＴドコモ	1,020,000	10.77
シャープ株式会社	360,000	3.80
ＫＤＤＩ株式会社	210,000	2.21
マケナフィールズ株式会社	151,200	1.59
槇尾茂樹	141,600	1.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	129,500	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	110,700	1.16
株式会社ＳＢＩ証券	99,000	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	93,600	0.98

(注)持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年２月28日現在）

			第15回新株予約権
発行決議日			平成24年４月23日
新株予約権の数			4個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式　3,200株 （新株予約権１個につき 800株）
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり 438,400円 （１株当たり　548円）
権利行使期間			平成26年３月１日から 平成34年２月27日まで
行使の条件			権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要する。
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数：　4個 目的となる株式数：　3,200株 保有者数：　１人
		社外取締役	新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人

（注）１．平成25年９月１日付株式分割（１株につき100株）した株数及び価額に換算しております。

２．平成24年６月１日付で当社と合併したカタリスト・モバイル株式会社が発行していた新株予約権を承継したものであります。また、発行決議日は、当該合併に関する合併契約が当社取締役会の決議により承認された日を記載しております。

			第17回新株予約権
発行決議日			平成24年８月22日
新株予約権の数			74個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式　7,400株 （新株予約権１個につき 100株）
新株予約権の払込金額			新株予約権１個当たり 43,052円 （１株当たり　430円52銭）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　１円）
権利行使期間			平成27年９月７日から 平成32年９月６日まで
行使の条件			(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。 ① 平成27年９月７日から平成28年９月６日までは、割り当てられた新株予約権の３分の１について権利行使することができる。 ② 平成28年９月７日から平成29年９月６日までは、割り当てられた新株予約権の３分の２について権利行使することができる。 ③ 平成29年９月７日から平成32年９月６日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役員もしくは取締役会で認定された者であることを要する。
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数：　74個 目的となる株式数：　7,400株 保有者数：　2人
		社外取締役	新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人

（注）平成25年９月１日付株式分割（１株につき100株）した株数及び価額に換算しております。

			第19回新株予約権
発行決議日			平成27年５月21日
新株予約権の数			160個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式　16,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり 69,900円 （１株当たり　699円）
権利行使期間			平成30年５月22日から 平成31年５月28日まで
行使の条件			権利行使時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは取締役会で認定された者であることを要する。
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数：　160個 目的となる株式数：　16,000株 保有者数：　３人
		社外取締役	新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数：　－個 目的となる株式数：　－株 保有者数：　－人

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

	第20回新株予約権
発行決議日	平成29年7月25日
新株予約権の数	9,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　900,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり 366円 （１株当たり　3円66銭）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額：１株当たり503円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正される。ただし、修正後の価額が下限行使価額である1株当たり353円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
権利行使期間	平成29年8月15日から 平成32年8月14日まで
行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。

（注）平成30年1月23日をもって第20回新株予約権は全ての行使が完了しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年２月28日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田昌史	NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD 会長
取締役	中野隆司	常務執行役員サービス開発部、札幌開発センター、事業推進部統轄 スタジオプラスコ㈱代表取締役社長 ㈱ジェネシスホールディングス取締役会長
取締役	渡辺求	常務執行役員システムデザイン部、バリュークリエイション事業部、UXデザイン部統轄 合同会社インミミック職務執行者
取締役	内井大輔	執行役員ヘルスケアサービス部、サービスソリューション事業部、プロダクト営業部、オフショア推進部統轄
取締役 (監査等委員・常勤)	加藤慶男	
取締役 (監査等委員)	井上幸典	
取締役 (監査等委員)	矢野孝明	㈱TOKAI非常勤取締役

(注) １．取締役（監査等委員）加藤慶男氏、井上幸典氏及び矢野孝明氏は、社外取締役であります。

２．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

３．当社は取締役（監査等委員）加藤慶男氏、井上幸典氏及び矢野孝明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．取締役（監査等委員）井上幸典氏は、長年にわたる企業会計業務を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役に支払った報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (0名)	49,469千円 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	10,320千円 (10,320千円)
合　　計 （うち社外役員）	7名 (3名)	59,789千円 (10,320千円)

(注) 1．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬額には、ストックオプション報酬を含んでおり、当該金額は当事業年度における株式報酬費用額を計上しております。
3．平成28年５月26日開催の第12回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を月額100,000千円以内、取締役(監査等委員)の報酬限度額を月額10,000千円以内と決議いただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④ 社外役員に関する事項

ⅰ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）矢野孝明氏は、株式会社TOKAIの非常勤取締役を兼職しております。なお、同社と当社との間には、特別な取引関係はありません。

ⅱ．社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	加藤慶男	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主にコーポレートガバナンスの観点から発言を行っております。
	井上幸典	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主にコーポレートガバナンスの観点から発言を行っております。
	矢野孝明	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主にコーポレートガバナンスの観点から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社との間に、責任限定契約は締結されておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制

ⅰ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役が法令及び定款に適合して職務を執行するために、コンプライアンスの推進をグループ会社を含めた役員からなる「リスク・コンプライアンス委員会」でのテーマとして設け、随時外部の専門家等を招聘して意見を取り入れ、法令順守に関する高い意識を持って事業を遂行する。

法令及び定款などの社会的規範と同様に社内規程の充実を掲げ、事業内容や組織範囲に応じて常に最適な運用に向けた改善をしていくことで、取締役の職務の執行を幅広く捉え、経営全般を適切に実行する。

法令及び定款と同様に「CSR（企業の社会的責任）」を重視し、自然環境、地域社会との関わりも意識したうえで、企業として取るべき意思決定を取締役会で決定することで、模範的企業としての経営を実践する。

社会の秩序を乱し安全を脅かす反社会的勢力との関係を一切遮断し、毅然とした態度をもって対応に臨み、健全な企業経営に努める。そのために、反社会的勢力への対応や方針を社内的に整備し、警察や法律専門家等の社外機関との連携を図る。

ⅱ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む）として「文書管理規程」に基づき、文書管理責任者を中心として適切に管理・保存する。「取締役の職務の執行に係る情報」は、例えば以下のようなものとする。

・株主総会及び取締役会議事録、その他社内主要会議や委員会議事録、またこれらに使用する資料、議事の経過記録
・契約書や稟議書の他、社内で使用する主要な決裁・申請書類

内部監査部署は、文書（電磁的記録を含む）の保管状況を、常に内部監査の監査項目として監査し、前述の「取締役の職務の執行に係る情報」の取扱状況については特に入念な監査を実行する。

ⅲ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

システム依存度の高い当社の事業においては、特に損失の危険管理のために「リスク管理規程」を効果的に運用し、リスクの軽減に努める。また、他に想定されうる災害（地震、火災、事故）等による損失の危険に対応するための体制を整備する。

事業経営に関連して生じうる損失の危険、例えば主要な取引契約や法的措置に関連して生ずる損失については、「リスク・コンプライアンス委員会」において議題として設け、必要に応じて損失の危険につながる要素を回避する方策を決定する場とする。

反社会的勢力との関与等により、会社財産に係る金銭的損失の他、社会的立場や企業イメージに係る損失を被る可能性について、「反社会的勢力排除規程」及び「対応要領」の適切な運用をもって回避する。

ⅳ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行にとって重要な要素である「迅速な意思決定」を第一に掲げ、毎月１回実行する定時の取締役会のほか、臨時の取締役会を柔軟に開催し、役員間の緊密な連携を図り、社内規程等の随時の見直しによって業務の分掌及び適切な権限の委譲を行うことで、経営の効率性を高める。

また、定時の「経営会議」、適時に行われる「リスク・コンプライアンス委員会」等の各種会議体が社内規程をもって適切に定められ、これによりすべてのメンバーの考えや意見を収集できる体制とし、従前の社風や文化、既存する慣行や価値観にとらわれない新たな発想を採用する機会を設けることで、組織の硬直を防ぎ、効率的経営を実行する。

ⅴ　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査を有効に機能させ、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認し、法令違反や定款違反につながる要素を根絶する。

法令順守の意識をすべての使用人に浸透させるべく、内部監査部署主導でコンプライアンスの教育や理解の深耕に努め、また、使用人が反社会的勢力との関与を行わないよう企業倫理の意識を高める。

使用人の不正等、法令及び定款に違反する行為やこれに準ずる行為を発見した場合、直ちに内部監査部署に通報することを使用人に徹底する。

vi　会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」に基づき、当社内にグループ会社の管理部署を定め、グループ会社の経営内容の把握、内部統制体制の整備等を行うとともに、グループ会社に対し定常的に内部監査を行うことで、グループ会社における業務の適正を確保する。

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

子会社における重要事項においては、「グループ会社管理規程」に基づき、予め当社の承認を得る。また、「グループ会社管理規程」に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、重要会議体等へ報告する。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令遵守の意識のもと行われる体制とする。

vii　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会の求めに応じて監査補助者をその都度設置することができるものとする。補助者は監査等委員会の協議により指名する者とし、原則として被指名者はこれを拒むことはできず、また取締役（監査等委員である取締役を除く）や他の使用人も指名を妨げることはできない。ただし、主要な業務に差し支えがあるなど、特段の事情がある旨の申し出がある場合、監査等委員会の協議により補助者を変更することができる。

viii　前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

補助者については、監査等委員会の協議で指名を行うことができ、取締役（監査等委員である取締役を除く）もこれを妨げることはできないこととして、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。また、必要に応じて随時指名することができ、人数にも制限を設けない。

監査等委員会は、指名した補助者が、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保できないと判断した場合、監査等委員会の協議によって直ちに補助者を変更できる。また、補助者が実行した監査補助業務の個々の結果については匿名とし、監査結果については全面的に監査等委員会が責任を負うことで、補助者の責任負担を軽減し、その他従業員たる立場での職務執行に差し支えが生じないよう配慮する。原則として取締役（監査等委員である取締役を除く）の求めがあっても補助した者の氏名は開示しない。

ix　監査等委員会の第vii号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査補助者が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

ｘ　取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員会は取締役会に限らず、会社経営上行われる重要な会議に適宜出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会へ報告できる機会を設けるものとする。

ロ．子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項について速やかに当社の関係会社管理部門に報告する。当社の関係会社管理部門は、子会社の取締役又は使用人から法令及び規程に定められた事項について速やかに監査等委員会にその内容を報告する。

ｘｉ　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度に基づき、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に周知徹底する。

ｘⅱ　監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

ｘⅲ　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立した立場で意見形成を行うために、外部の法律事務所及びコンサルティング会社からの専門機関のアドバイザリー等を活用し、効果的な監査を実行する。

監査等委員は常に複数名とし、相互の意見交換の機会として監査等委員会を原則として月１回設ける。また、内部監査部署、会計監査人と三者間のミーティングを原則として３ヶ月に１回実施して、効率的監査の実効性を確保する。

② 当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

ⅰ コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス規程を制定し、入社時研修や全従業員を対象とした研修などのコンプライアンス教育を実施するとともに、内部監査室を設けるなど、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。

また、万一コンプライアンス違反が発生した場合においても、早期に発見し、適切に対処することを目的として、社内通報制度を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

ⅱ 取締役の職務執行について

当社は、定時取締役会を毎月１回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

ⅲ リスク管理体制について

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、リスク管理規程に沿った運用の徹底に力を注いでおります。

また経営を取り巻く各種リスクについては、適時に見直しを行い、対応策を検討実施し、取組状況をチェックしております。

ⅳ 監査等委員会について

監査等委員会は、毎月１回の定時監査等委員会に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査等委員は定時取締役会並びに臨時取締役会等の重要な会議に常時出席しており、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査等委員監査は、常勤監査等委員を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査等委員会において協議されており、取締役会に対して監査指摘事項を提出することとしております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、定款で取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定めておりますが、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

しかしながら、当期においては多額の当期純損失となり、利益剰余金の状況を勘案した結果、誠に遺憾ながら、当期末の配当は見送らせていただくこととといたしました。

連結貸借対照表

(平成30年２月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,918,836**	**流動負債**	**1,237,147**
現金及び預金	1,878,598	買掛金	278,689
受取手形及び売掛金	845,240	一年以内返済予定長期借入金	500,000
仕掛品	88,487	未払法人税等	16,055
その他	106,541	賞与引当金	194,884
貸倒引当金	△31	工事損失引当金	24,114
固定資産	**947,556**	その他	223,403
有形固定資産	**94,631**	**固定負債**	**543,430**
建物	61,132	長期借入金	481,250
器具備品	31,743	繰延税金負債	18,069
建設仮勘定	1,755	資産除去債務	36,874
無形固定資産	**203,345**	その他	7,236
ソフトウェア	166,415	**負債合計**	**1,780,577**
ソフトウェア仮勘定	23,137	(純資産の部)	
その他	13,791	**株主資本**	**2,042,449**
投資その他の資産	**649,579**	**資本金**	**1,500,840**
投資有価証券	411,484	**資本剰余金**	**1,478,002**
関係会社出資金	44,913	**利益剰余金**	**△936,393**
差入保証金	179,832	**その他の包括利益累計額**	**14,145**
その他	40,480	その他有価証券評価差額金	33,875
貸倒引当金	△27,131	繰延ヘッジ損益	△20,703
		為替換算調整勘定	973
		新株予約権	**29,219**
		純資産合計	**2,085,814**
資産合計	**3,866,392**	**負債及び純資産合計**	**3,866,392**

連結損益計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,946,527**
売上原価		**3,882,277**
売上総利益		**1,064,250**
販売費及び一般管理費		1,387,617
営業損失		**323,367**
営業外収益		
受取利息	6,835	
その他	1,666	8,501
営業外費用		
持分法による投資損失	102,226	
その他	13,974	116,200
経常損失		**431,066**
特別利益		
固定資産売却益	608	
新株予約権戻入益	817	1,426
特別損失		
減損損失	154,256	
投資有価証券評価損	30,364	
事務所移転費用	29,698	214,319
税金等調整前当期純損失		**643,960**
法人税、住民税及び事業税	3,421	
法人税等調整額	△885	2,536
当期純損失		**646,496**
非支配株主に帰属する当期純損失		－
親会社株主に帰属する当期純損失		**646,496**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成29年３月１日　残高	1,301,383	1,291,383	△289,897	2,302,869
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	199,457	199,457	－	398,914
剰余金の配当	－	△12,838	－	△12,838
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	△646,496	△646,496
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	199,457	186,618	△646,496	△260,420
平成30年２月28日　残高	1,500,840	1,478,002	△936,393	2,042,449

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成29年３月１日　残高	171,846	△2,420	3,183	172,609	25,645	2,501,124
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	398,914
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△12,838
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	－	－	－	△646,496
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△137,970	△18,282	△2,209	△158,463	3,573	△154,889
連結会計年度中の変動額合計	△137,970	△18,282	△2,209	△158,463	3,573	△415,310
平成30年２月28日　残高	33,875	△20,703	973	14,145	29,219	2,085,814

貸借対照表

(平成30年２月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,846,283**	**流動負債**	**1,241,036**
現金及び預金	1,810,389	買掛金	286,251
受取手形	2,197	一年以内返済予定長期借入金	500,000
売掛金	841,868	未払金	3,833
仕掛品	86,617	未払法人税等	16,020
前渡金	6,375	未払費用	126,535
前払費用	57,897	前受金	24,485
その他	40,970	預り金	7,462
貸倒引当金	△31	賞与引当金	193,868
固定資産	**1,037,254**	工事損失引当金	24,114
有形固定資産	**94,385**	その他	58,465
建物	61,132	**固定負債**	**544,879**
器具備品	31,497	長期借入金	481,250
建設仮勘定	1,755	繰延税金負債	18,069
無形固定資産	**203,638**	長期預り金	2,541
商標権	4,985	資産除去債務	36,874
ソフトウェア	166,709	その他	6,142
ソフトウェア仮勘定	23,137	**負債合計**	**1,785,916**
その他	8,806	(純資産の部)	
投資その他の資産	**739,230**	**株主資本**	**2,055,230**
投資有価証券	490,525	**資本金**	**1,500,840**
関係会社株式	65,937	**資本剰余金**	**1,478,002**
関係会社出資金	75,000	資本準備金	990,840
差入保証金	179,258	その他資本剰余金	487,161
その他	34,681	**利益剰余金**	**△923,612**
貸倒引当金	△106,173	その他利益剰余金	△923,612
資産合計	**3,883,537**	繰越利益剰余金	△923,612
		評価・換算差額等	**13,172**
		その他有価証券評価差額金	33,875
		繰延ヘッジ損益	△20,703
		新株予約権	**29,219**
		純資産合計	**2,097,621**
		負債及び純資産合計	**3,883,537**

損　益　計　算　書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,936,502**
売上原価		**3,858,439**
売上総利益		**1,078,063**
販売費及び一般管理費		1,394,583
営業損失		**316,519**
営業外収益		
受取利息	6,828	
その他	1,665	8,493
営業外費用		
支払利息	5,529	
為替差損	2,513	
新株発行費	1,200	
固定資産売却損	1,261	
その他	1,125	11,628
経常損失		**319,654**
特別利益		
固定資産売却益	608	
新株予約権戻入益	817	1,426
特別損失		
減損損失	154,256	
投資有価証券評価損	46,284	
事務所移転費用	29,698	
貸倒引当金繰入額	79,041	309,281
税引前当期純損失		**627,510**
法人税、住民税及び事業税	3,240	
法人税等調整額	△885	2,354
当期純損失		**629,864**

株主資本等変動計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成29年３月１日　残高	1,301,383	791,383	500,000	1,291,383	△293,748	△293,748	2,299,018
事業年度中の変動額							
新株の発行	199,457	199,457	－	199,457	－	－	398,914
剰余金の配当	－	－	△12,838	△12,838	－	－	△12,838
当期純損失（△）	－	－	－	－	△629,864	△629,864	△629,864
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	199,457	199,457	△12,838	186,618	△629,864	△629,864	△243,788
平成30年２月28日　残高	1,500,840	990,840	487,161	1,478,002	△923,612	△923,612	2,055,230

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成29年３月１日　残高	171,846	△2,420	169,426	25,645	2,494,090
事業年度中の変動額					
新株の発行	－	－	－	－	398,914
剰余金の配当	－	－	－	－	△12,838
当期純損失（△）	－	－	－	－	△629,864
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△137,970	△18,282	△156,253	3,573	△152,680
事業年度中の変動額合計	△137,970	△18,282	△156,253	3,573	△396,468
平成30年２月28日　残高	33,875	△20,703	13,172	29,219	2,097,621

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年４月19日

ネオス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　前田　隆夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安藝　眞博　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ネオス株式会社の平成29年３月１日から平成30年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネオス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年４月19日

ネオス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　前田　隆夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安藝　眞博　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ネオス株式会社の平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年４月20日

ネオス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）　加　藤　慶　男　㊞

監査等委員（社外取締役）　井　上　幸　典　㊞

監査等委員（社外取締役）　矢　野　孝　明　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において同じ。）４名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	(いけだ まさし) 池田昌史 (昭和35年２月21日)	昭和57年４月　新日本電気㈱(平成14年２月に清算)入社 平成７年10月　NECインターチャネル㈱(現㈱インターチャネル)出向 平成16年４月　当社代表取締役社長(現任) 平成26年６月　NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President(現任) 平成29年３月　NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD 会長（現任） [重要な兼職の状況] NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD 会長	1,877,800株
2	(なかの たかし) 中野隆司 (昭和37年４月21日)	昭和62年４月　㈱東海銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 平成17年８月　当社入社　経営管理部ゼネラルマネージャ 平成21年５月　当社取締役 平成21年６月　当社執行役員企画部長 平成24年９月　スタジオプラスコ㈱代表取締役社長(現任) 平成27年２月　㈱ジェネシスホールディングス社外取締役 平成28年６月　㈱ジェネシスホールディングス取締役会長（現任） 平成29年６月　当社取締役常務執行役員サービス開発部、札幌開発センター、事業推進部統轄(現任) [重要な兼職の状況] スタジオプラスコ㈱代表取締役社長 ㈱ジェネシスホールディングス取締役会長	14,600株
3	(うちい だいすけ) 内井大輔 (昭和45年12月25日)	平成５年４月　日本電気㈱入社 平成16年９月　当社入社　ビジネスソリューショングループゼネラルマネージャ 平成20年５月　当社取締役 平成20年６月　当社執行役員コーポレートソリューション事業部長 平成28年６月　当社取締役執行役員サービスソリューション事業、ヘルスケア事業統轄 平成30年３月　当社取締役執行役員サービスソリューション事業部、UXデザイン部、オフショア推進部統轄（現任）	62,000株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	(かとう よしお) 加藤慶男 (昭和20年１月26日)	昭和38年３月　大井証券㈱（現みずほ証券㈱）入社 平成11年５月　和光コンピュータシステム㈱（現日本証券テクノロジー㈱）出向 平成12年３月　同社取締役 平成13年７月　同社監査役 平成16年５月　同社顧問 平成18年５月　㈱ロゼッタ非常勤監査役 平成18年９月　当社常勤監査役 平成28年５月　当社社外取締役［監査等委員］（現任）	－株
2	(やの たかあき) 矢野孝明 (昭和24年10月20日)	昭和48年４月　東京海上火災保険㈱（現東京海上日動火災保険㈱）入社 平成20年６月　同社常務取締役 平成21年６月　同社専務取締役 平成22年６月　東京海上日動メディカルサービス㈱取締役社長 平成22年６月　インターナショナルアシスタンス㈱非常勤取締役 平成22年６月　トーア再保険㈱非常勤取締役 平成27年６月　㈱TOKAI非常勤取締役（現任） 平成28年５月　当社社外取締役［監査等委員］（現任） ［重要な兼職の状況］ ㈱TOKAI非常勤取締役	3,000株
3	※ (やまさき こうじ) 山崎　耕司 (昭和27年4月1日)	昭和47年４月　日本電気㈱入社 平成12年４月　同社モバイルターミナル事業部事業部長代理 平成14年４月　同社モバイルターミナル事業部上席中国事業主幹 平成16年４月　NEC Telecommunications China Co., Ltd.常務副総裁 平成20年４月　日本電気㈱執行役員モバイルターミナル事業本部長 平成21年12月　NECカシオモバイルコミュニケーションズ㈱代表取締役社長 平成23年６月　NECモバイリング㈱代表取締役社長 平成25年８月　MXモバイリング㈱代表取締役社長 平成28年４月　MXモバイリング㈱顧問 平成29年７月　イネーブラー㈱ 取締役（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．各候補者は、社外取締役候補者であります。
４．社外取締役選任に関する事項は以下のとおりであります。
(1)加藤慶男氏は、長年にわたる証券業業務の経験を有しております。加藤慶男氏の職務経験に基づく専門性を社外取締役としての職務に活かしていただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、矢野孝明氏は、金融業における豊富な業務経験からその見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。山﨑耕司氏は、モバイル業界における豊富な知見を有していることに加え、上場企業の経営者としての経験も有していることから、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2)非業務執行取締役との責任限定契約について
当社と加藤慶男氏及び矢野孝明氏とは、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認可決された場合には、両氏との間で、同様の内容の契約を継続する予定であります。
また、山﨑耕司氏の選任が承認可決された場合には当社は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は加藤慶男氏及び矢野孝明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認可決された場合には、引き続き両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
また、山﨑耕司氏につきましても、同氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
６．加藤慶男氏及び矢野孝明氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
（くろお てつお） 黒尾 哲雄 （昭和34年10月６日）	昭和53年４月　日本電気㈱入社 平成７年11月　NECインターチャネル㈱（現㈱インターチャネル）出向 平成16年10月　東北日本電気㈱（現NECネットワークプロダクツ㈱）出向 平成18年12月　当社入社　経営管理部ゼネラルマネージャ 平成19年５月　当社取締役 平成21年３月　当社執行役員管理部長 平成24年６月　当社執行役員経理部長 平成26年５月　当社執行役員経理財務担当（現任）	30,500株

（注）１．黒尾哲雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．黒尾哲雄氏が監査等委員である取締役に就任する場合には、当社は、同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額に限定する内容の契約を締結する予定であります。

第４号議案　資本準備金の額の減少の件

繰越利益剰余金の欠損を填補し、今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の弾力性を確保するため、資本準備金の額の減少について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案をご承認いただきました場合には、本総会終了後における取締役会におきまして、本議案に基づく資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、会社法第459条及び定款第43条の規定に基づき、平成30年６月30日を効力発生日として、その他資本剰余金（資本準備金の額の減少により増加した額の一部を含みます。）を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補する旨を決定する予定であります。

１．資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振替えるものであります。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金　　990,840,678円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金　990,840,678円

２．資本準備金の額の減少の効力発生日

平成30年６月30日

第５号議案　当社の従業員並びに当社子会社の取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員並びに当社子会社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とする。

２．新株予約権の割当対象者

当社の従業員並びに当社子会社の取締役

３．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式70,000株を上限とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率

さらに、当社が株式無償割当てを行う場合または合併もしくは会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

700個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

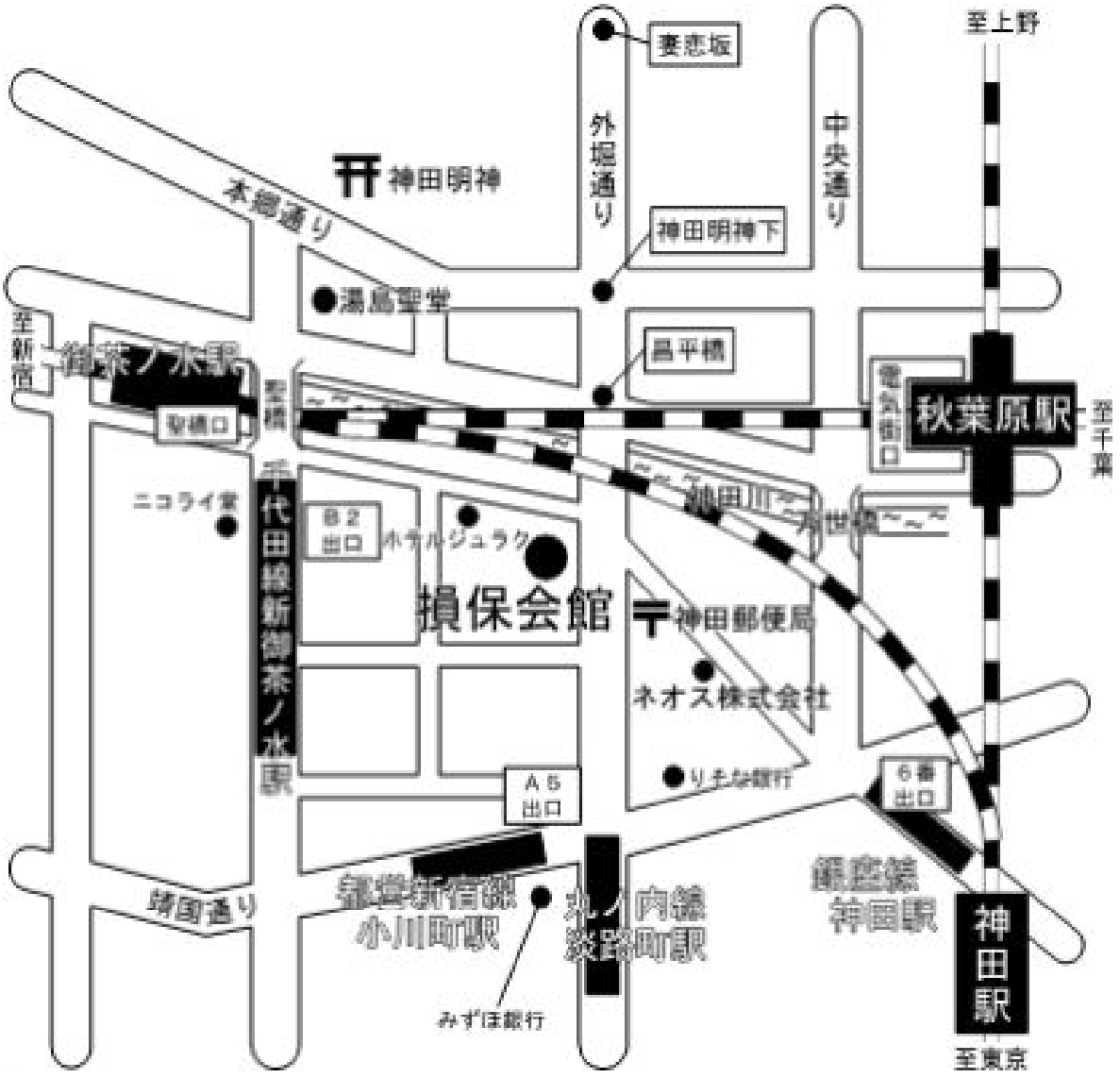
(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の公正価額を新株予約権１個と引換えに払い込む金銭の額（以下、「払込金額」という。）とし、当社の従業員に対しては、払込金額に割り当てを受けた新株予約権の数を乗じて得た額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺することによって、新株予約権を取得させるものとする。当社子会社の取締役に対しては、子会社が当該取締役に対して負担する報酬支払債務のうち、払込金額に割り当てを受けた新株予約権の数を乗じて得た額に相当する報酬支払債務を当社が子会社から引き受けることとし、当該報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する

ことによって、新株予約権を取得させるものとする。
　新株予約権の公正価額は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算出される公正な評価単価に基づいて取締役会の決議で定めるものとする。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とする。
(5) 新株予約権を行使することができる期間
　新株予約権の割当日の翌日から３年を経過した日より、新株予約権の割当日の翌日から６年を経過する日までの期間で当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。
(6) 新株予約権の行使の条件
　①新株予約権者は、権利行使時において当社の従業員並びに当社子会社の取締役、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
　②その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
(7) 新株予約権の譲渡制限
　譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
　①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
　②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(9) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
　①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転計画書承認の議案が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
　②新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
(10)その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以　上

定時株主総会会場ご案内図



会場：損保会館　大会議室

住所：東京都千代田区神田淡路町二丁目９番地

御茶ノ水（ＪＲ：聖橋口）	徒歩５分	新御茶ノ水（地下鉄千代田線：B2出口）	徒歩３分
淡路町（地下鉄丸ノ内線：A5出口）	徒歩３分	小川町（都営新宿線：Ａ５出口）	徒歩３分
秋葉原（ＪＲ：電気街口）	徒歩５分	神田（地下鉄銀座線：６番出口）	徒歩８分